

議会・行政改革特別委員会会議録

日 時 平成 31 年 2 月 19 日（火曜日）13 時 00 分～14 時 57 分

場 所 議員控室

出席者 寺沢委員長、阿部副委員長、村田委員、金木委員、船本委員、小寺委員、平山委員、磯野委員、逢坂委員、熊谷委員

事務局 井上事務局長、杉野係長

阿部副委員長

皆さん、こんにちは。時間となりましたので、議会・行政改革特別委員会を開催いたします。本日は委員長が遅刻となっておりますので、委員長が到着するまで私が代理で進行いたします。

本日は、議会・行政改革特別委員会の取り組みの経過、そして各分科会の調査テーマについて、これまでの取り組み、また今後についてでありますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず初めに議会・行政改革特別委員会の取り組み経過を井上局長よりお願いいたします。

1 議会・行政改革の調査について

井上事務局長 13:01～13:05

それでは、皆さんにお配りしております取り組み経過ということで、特別委員会が設置されまして昨日までの取り組みの内容を説明したいと思います。

まず、1 ページをごらんください。I 番の特別委員会の構成及び調査テーマ等について。この委員会につきましては、ご承知のとおり、平成 29 年 3 月 10 日の平成 29 年第 3 回定例会で特別委員会が設置されまして、2 の委員会構成にありますとおり、それぞれ委員長、副委員長、委員という全議員構成となっております。なお、森議員に关しましては 30 年 9 月 12 日付をもちまして議員辞職したことから、1 人減となっております。それから、3 の調査の進め方につきましては、特別委員会で決定されたことを協議しております。(1) の分科会、これにつきましては 29 年 5 月 26 日に設置されまして、その構成及び調査テーマを書いております。構成、第 1 分科会から第 3 分科会までにつきましては、主査、副査、分科員それぞれ記載のとおり。なお、第 3 分科会、熊谷委員につきましては、議長就任とともに 30 年 9 月 12 日までとなっております。また、調査テ

マにつきましては、最終的な変更後の調査テーマをここに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。それと、(2)の全体会議での調査テーマは、分科会での調査テーマが終了した後取り組むということになっておりましたが、一部を除きまして進んでおります。行政改革、議員報酬について、議員定数について、その他。なお、議員定数については第1分科会の調査事項へ変更されましたので、そちらのほうに記載しております。

次、2ページをごらんください。Ⅱの設置から今任期中の会議等開催経過を載せております。まず、1の特別委員会、全体会議となりますが、平成29年度は10回開催しております。今年度は本日含めまして5回。2の主査会議、これも平成29年度は7回、今年度は今日を含めまして4回。それと、3の分科会ですが、第1から第3までそれぞれ活動され、29年度、30年度、記載のとおり開催されております。次に、3ページをごらんください。このページにつきましては、4の意見交換会の開催記録ということで、ナンバー1からナンバー4、4回にわたりまして29年12月19日から先般、31年1月28日までそれぞれ意見交換会を開催しております。会場、参加対象、参加者は記載のとおりとなっております。次に、5の議員研修会の開催記録ということで、昨年度、今年度の2回にわたりまして、北海道町村議会議長会の参与であります勢旗先生のご講演を見まして、それぞれ研修会を開催しております。

次に、4ページをごらんください。4ページから最終の7ページまでは、今任期中における決定事項ということで、これも内容は昨日、2月18日現在となっております、本日の分は反映されておられません。まず、議会機能の強化ということで、主に第1分科会の調査テーマでございましたが、(1)の一般質問から始まりまして(9)のその他まであります。それぞれ調査事項、決定内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、もし何かございましたらご指摘をいただきたいと思えます。次に、6ページをごらんください。6ページも同じく広報・広聴ということで、こちらは第2分科会の担当となっております。こちらにつきましては(1)の議会報告会から(4)のその他までとなっております。これにつきましても同様にごらんいただき、よろしく願いいたします。最後、7ページ、第3分科会ですが、当初議会基本条例ということで(1)、(2)、(3)とございましたが、途中で、第1のほうにも出てきますが、政策提言のあり方が第1分科会から第3分科会の調査事項に変更になりましたので、この部分、議会機能の強化の一部、政策提言のあり方だけを第3のほうで持ちましたので、こちらに記載しております。それと、全体でやる部分、行政改革はありません。それと、議員報酬につきましては、記載のとおり、10月23日の決定されたものとなっております。議員定数につきましても、これは先ほど言ったとおり、第1分科会の調査事項へ変更して、第1分科会の

議会機能の強化のほうに変更になっているので、ごらんいただきたいと思います。その他はございません。

以上、大まかなのですけれども、この特別委員会の取り組み経過を説明させていただきました。

阿部副委員長 13:05～13:05

取り組みの経過が今局長のほうからありましたけれども、これについては特に何もないかと思います。それでよろしいでしょうか。(はい。の声) それともう一つ、ここには載っていませんが、議会のほうから予算要求していた部分がありますので、そちらのほうの説明を局長のほうからお願いしたいと思います。

井上事務局長 13:05～13:08

それでは、ちょっとお時間いただきまして、議会・行政改革特別委員会の決定事項となっております予算の内容について説明させてもらいたいと思います。

特別委員会の決定を受けまして予算を要求しておりまして、年内に議長、副議長、そして分科会の主査の皆さんと事務局とで町長、副町長のほうに新年度予算臨時費につきましてお願いをしてまいりました。その後1月に入りまして担当課のヒアリングということで、財務課長含めまして町長、副町長ほかに予算の内容説明をいたしました。それにつきまして、2月の1日付で、これは事務連絡なのですけれども、財務課長名で予算の内示ということで決定を受けております。

今回特別委員会関係では大きく3つの内容だったと思います。まず1つ目、広報広聴常任委員会の常任委員会化に向けた委員長報酬、この部分の増額、それと議会会議システム導入ということでタブレット端末の導入に係る費用、それと最後が議会のインターネット中継ということで中継に係る経費、この3本をそれぞれ要求しておりました。非常に残念なお知らせなのですが、3本とも査定はゼロということで予算査定落ちしております。

以上です。

阿部副委員長 13:08

予算についてはこの後の各分科会の中での報告等出てきますので、質問等についてはそちらのほうでよろしく願いいたします。

それではまず、第3分科会のほうからこれまでの取り組み、そして今後について説明をお願いします。小寺主査、お願いします。

(1) 第3分科会調査事項について

小寺委員 13:08～13:15

第3分科会では、先ほど話がありましたけれども、政策提言について、途中からですが、担当しました。政策提言、立案についての経過と課題ということでいきますと、今後についてということで、次期への引き継ぎということで挙げております。まず、経過と課題について、先ほどもありましたけれども、9月28日、政策提案、立案についての資料を全議員に提出しております。11月30日、議員研修会で「議会・議員の政策立案の手法」ということで講師をお招きして行っております。さまざま第3分科会で取り組みを行った中で、今の羽幌町議会の課題ということでまとめてみました。読みます。

今後町民生活の向上のためにも、羽幌町議会では議会、議員の政策提案、立案はますます重要になってくると考えられます。また、以前行ったアンケートでも、政策提言の強化は最も取り組むべき課題として挙げられていました。しかし、現在その手法、政策サイクル、協議、意思決定や要望、提案方法等の具体的な取り決めがないため、今後必要となると考えられます。議員間や委員会内での協議や議論をする場がないことも課題になっています。また、要望、提案、立案を受け入れられるような行政側との共通認識を深める機会や、理事者側が議員や議会の意見を聞くこと、その逆の理事者側の思いを聞く場も現在不足していると思われまます。現在は議場や委員会だけがそれぞれの意見をあらかず機会となっているため、それだけでは十分な相互理解は望めないと考えております。

こちらが課題となっております、それに対して今後、次期からになると思われますけれども、今後は今発表したような内容を行うことが重要だというふうに考えています。

1つ目が、住民からの要望などさまざまな議論等を広聴する機会をつくる。現在第2分科会が中心になって行っている意見交換会などが今後必要であると考えています。

2つ目、議員間討議、委員会内討議を活発に行うことが重要。それは、羽幌町にはないのですけれども、政策討論会ですとか全員協議会などを使っての議員の間での討議とか討論が今後重要になってくるというふうに考えています。

3つ目が、行政へ要望、提案、政策立案、修正動議などの方法で議会の意思を伝えるということで、政策提言の手法としては大きく3つに分かれるのではないかとということで、1つ目は、議員個人として一般質問や個別に各課などに要望、提案する、2つ目が、委員会として所管事務調査を行い、提言する、3つ目が、議会全体としてということで、全員協議会や先ほど言った政策討論会という場を使って議論を行い、議会として要望、

提案または立案を行うという方法があると考えられます。①の議員個人としては、一般質問は現在も行っていますが、②の委員会としてや議会全体としては現時点では十分でないので、今後ルールづくりが必要となってくると考えられます。

4つ目、要望、提案、立案などが予算に反映されたのか、またその効果について検証すること、また対応によっては修正案の提出、議会みずから政策立案を行うなどの方法をとるということで、予算委員会ですとか決算委員会で要望や提案した内容が反映されているかをしっかりチェックして、その後の議員活動に生かしていくという方法が必要ではないかと考えています。

最後に、町民への報告や町民からの意見を聞く機会をつくる。最初に意見交換会などで出たものをさまざまな形で政策提言をして、それがどのように予算や効果が発揮されたかというのを検証して、その後また町民にしっかり伝える、そして町民の意見を聞くというサイクルになると思うのですけれども、そういうようなことが今後必要だと考えております。

最後に、まとめなのですが、提言することがゴールや目的ではなく、いかに実現させていくかを考える必要がある。提案して終わりというのではなくて、それを予算や事業に反映させていくところまで考えて行わなければいけないのではないかとことです。次期以降も引き続き政策提言等を具体的な形で行う方法及び議会基本条例についての必要性についても議論していただきたい。今期では議会基本条例の策定までには至りませんでした。ぜひ次年度以降についても政策提言も含めた形で議論してもらいたいというふうに思っています。議会基本条例に議会としての活動や討論、政策提言等を記載することで、より具体的な対応ができると思っています。これは先ほど言ったとおり議会基本条例が必要ということで、その中に具体的に盛り込むことで、より政策提言が実効性のあるものになるのではないかとということで書いております。最後ですが、羽幌町の現状を踏まえ、羽幌町議会に合った形で作るべきである。これは、さまざまな地域にさまざまな条例ですとか基本条例も含めてありますけれども、羽幌町の今の現状を踏まえた形で羽幌町議会に合ったものをつくるべきであるということが考えられるということで、第3分科会では以上、経過と課題、そして今後について調査をして、皆さんにご報告させていただきました。

以上です。

阿部副委員長 13:15～13:16

ただいま第3分科会の調査テーマでもあります政策提案、そして立案についての経緯と課題、そして政策提案、立案の今後について第3分科会からのまとめが出ました。こ

れについて何かご質問等ある方、挙手をお願いいたします。ないですか。(なし。の声)なければ、第3分科会のほうはこれで終わりますして、第2分科会のほうに移りたいと思います。それでは、第2分科会は私から報告いたします。

(2) 第2分科会調査事項について

阿部副委員長 13:16～13:20

第2分科会の調査テーマでもあります広報、広聴のこれまでの取り組みについて報告いたします。

まず1つ目、住民との意見交換会、これは広聴の部分になります。1回目が子育て世代、平成29年12月19日開催、参加者は18名、2回目が青年層、18歳から45歳の方を対象に平成30年3月16日開催、参加者は17名、3回目が町外からの転入者、平成30年7月24日開催、参加者は19名、4回目がボランティア団体、福祉系の3団体と意見交換会をしております。平成31年1月28日、参加者17名ということで、20名まではいっていませんけれども、多くの方、そして多くの世代の方に参加していただきました。ここには載せていませんけれども、1回目から3回目までは議会だよりのほうに開催したことを掲載しておりますし、第4回目につきましては臨時号を発行いたしまして、そちらのほうに意見交換会の様子というか、出てきた意見を載せています。

下に行きまして、まず1つ目、意見交換会で出された意見は一般質問、常任委員会等の調査事項などで行っています。次に、意見交換会開催前に事前アンケートも実施いたしまして、参加されなかった方も含めて広く意見を収集しております。次に、議会報告会や常任委員会報告会とはまた違った形で町民の皆様から意見を聞くことができたのではないかなと考えております。

今後についてですが、今後、改選後も実施するのであれば、議会全体でやるのか、常任委員会別で実施するのかの協議、検討はしていただければと思います。次に2、意見交換会で出された意見を政策に反映させるためにも、先ほど第3分科会のほうからもありましたけれども、政策立案の仕組みづくりが必要ではないかなと考えています。

次に、2つ目の情報の公開、広報になりますけれども、まず(1)、常任委員会、各特別委員会の議事録の公開、こちらは平成30年4月より町のホームページで公開しております。次に、(2)のインターネット中継ですが、インターネット中継、これは録画配信の整備に係る経費を予算申請中と書いていますけれども、先ほど局長のほうからありましたように、予算はつきませんでした。米印で、平成30年12月より音声のみ配信、一般質問のみ配信しておりますが、これは引き続き継続してやっていく方向でいます。次

に、(3)の休日、夜間例会等については、これまでの特別委員会の中で協議した結果、実施しない方向で一致しています。

今後については、より多くの町民の方に議会に興味、関心を持っていただき、傍聴に来ていただけるような取り組みや、傍聴に来られない方に対しての広報活動を今後も皆さんで協議していただきたいと思います。

以上が第2分科会からのこれまでの取り組みについてです。それでは、質問あればよろしくお願いたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:20～13:36

村田委員 今、これまで取り組んできたことと、あと次の引き継ぎみたいな形で今後について出てきたのですけれども、先ほどインターネット中継の部分で査定から落ちたということで、この部分に関しては今後どのように対応していくのか検討していかなければならないのではないかなと思うのですが、皆さんの意見も含めてどうでしょうかね。

阿部副委員長 まず僕のほうから。第2分科会といいますか、これまでの考え方でいきますと、インターネット中継に関しては、以前第3分科会のほうで1回基本条例制定についてのアンケートをとった中でもかなり皆さん、取り組むべきではないかなという結果が出ておりますので、引き続き予算に関しては申請していくといったことも、つく、つかないは別としてやっていければなどは思っています。ここで、予算がつかなかった理由というのがありますので、そちらに関して局長のほうから説明していただきたいと思います。

井上事務局長 先ほど私のほうの説明で言いましたとおり、2月の1日に査定内示ということで財務課長名で来た部分の中に今回の査定の考え方が書いてありました。非常に短いのですが、インターネット中継に関しましては、必要性は理解するものの、配信方法等含め再度検討願いたいというコメントがついていました。ということで、恐らくインターネット中継、YouTubeということで皆さんに決定いただきまして、無料配信できるという費用対効果も含めまして最大ベストという考えで要求しておりましたが、その部分が理解されていないのかなという部分もございますし、

想像ではありますが、そのような形にコメントがついておりました。
以上です。

船本委員 インターネット中継について、予算要求したけれども落ちたと。中身としてはユーチューブということなので、理解はしているということであれば、行政側と議会と話し合っ、理解しているのだったらいい方向を見出せばいいわけだから、これは議会の考えを予算要求で説明しただけだと思うのです。ユーチューブ以外で行政側で何かいいものがあるということであれば、それを出してもらって議会と両方で話し合っ、成功するような形、予算がつくような形でやれるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。そんな質問したらおかしいのかな。

阿部副委員長 今後も行政側とうまく、調整と言っているのかどうか分からないですけれども、少しでも実現に向けた形でいければいいのかなと。これは僕個人の感想ですけれども、もしほかに意見があれば。

船本委員 もうちょっと続けさせてもらうけれども、向こうでは理解しているのであれば、また1年間投げないで、それぞれ6月なり9月議会があるのだから、できるだけ早い時期に行政側と話し合っ、この次6月なら6月に補正なら補正でできるのならやってもらうような形で、何だかんだ新年度、新年度でなく、何か方法を考えたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、そういう考えはありませんかね。

阿部副委員長 これについては委員長が来てからまた話をしたいと思います。

村田委員 私も今の話の中でいくと、話し合いの中でいい方向を見出せばいいなと思うのですけれども、こちら側としても前回はカメラ2台の切りかえをしてという形で50万程度の予算で出したのですけれども、それあたりも日々時代が変わっていつ、カメラも小さくなったりいろんなこともあるでしょうし、その中で、前回出した形が一番いいのか、もっといい方法があるのか、こちら側としても検討して、行政側と話し合いをちゃんと持った中で実現できるような、そういう道筋で進めたらいいのかなと私は思うのですけれども。

阿部副委員長 カメラを2台置いて切りかえでという話、今村田委員のほうからありましたけれども、それについてもまた別のやり方というものも出てきますよね。そういった部分、こういった形が効率的にいいとか、行政側の求めている部分に合ってくるのか、その辺再度調査しながら続けていければなどは思っています。思っていますけど終わってしまうのでなんともあれですけれども、実現できればなど僕としては思っています。

阿部副委員長 暫時休憩します。

(休憩 13:27~13:29)

阿部副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小寺委員 第2分科会が主に行ってくれた意見交換会はとてもよかったと思います。団体ですとか世代を変えて4回やったのですけれども、どの回も終わった後にまたもう一回やりたいという声から参加者の中から聞こえてきたので、ぜひ次回もしやる機会があるのでしたら、全て違う団体、違う世代ではなくて、サイクルをつくって1年に1回とか、そういうふうな形でやることもいいのではないかなというふうに考えています。という意見ですけれども。

阿部副委員長 引き続きやってみようということですよ。

小寺委員 なおかつそのやり方も、続けていいですか。新しい枠組みでどんどんふやしていくというのも1つですけれども、繰り返しやることでもっとよい意見も出てくると思いますし、議会のほうからもその後の動き方、動いた様子ですとかそういうのを伝える機会にもなるので、繰り返しというか、そういうことも必要になってくるのではないかなというふうに思います。

磯野委員 今の意見に賛成です。この次もやるということであれば、今も子育て世代とかボランティアとかでやっているのですけれども、例えば町外から

の転入者なんていうのは毎年変わるわけだから、同じメンバー、同じ人が来るわけでもないのでもいいのかなど。1点だけ気になったのは時間なのですけれども、正味1時間ちょっとぐらいで、言い足りなかったかな、終わってもまだということがあったので、その辺時間的にはどうなのかなという思いがありますので、今後そういうものも検討していただければなと思います。

以上です。

阿部副委員長 対象者であったり中身的な部分は、今後やる中でいろいろと皆さんと協議して、どういった方を対象にするかであったり、時間とかも対象者によっては日中がいいのか夜がいいのかという部分もありますし、あと会場の使用の面でもどういった形がいいのかというのも出てくると思いますので、そちらについても次回協議していただければなと思います。

逢坂委員 重複する部分もあるのですけれども、今回4回やったわけですが、この中で本当に多くのさまざまな意見、提言、町民からの意見を拝借したわけですが、結果的に4回やって、その生かし方というのは今のところ一般質問しかないと思うのですけれども、これは第3分科会の政策提言とか、いろんな部分で結びついていくのですけれども、せっかくやっても、たくさんの意見、いい意見がどうなったのかという部分、これは町民に返さないと、議会がただ受けて、ある部分は一般質問するけれども、この部分はどうするのかという目安的なものが全く今のところないのではないかと思うので、そういう生かし方、例えば遊具をつけてくれとか増やしてくれという部分のものも町側に伝わっていないのかなというふうに感じているので、数多く出された意見をどうやって持っていくか、そういうことも考えて公聴会というのは開くべきかなというふうに思いますので、ぜひその辺も皆さんで検討してほしいなと思います。

阿部副委員長 逢坂さんの意見に答えます。こちらにも今後についての課題ということで書いていますけれども、第2分科会としても意見交換会をやる上でどのように行政に伝えるかということで、今後政策立案、そういった仕組みづくりが必要になってくるのではないかなというふうに考えてはいま

す。そちらについても、先ほど第3分科会からも出ましたように、どういった仕組みづくり、またどういったサイクルで形成するのがいいのかというのを今後協議していただければなと思います。

委員長が来ましたので、暫時休憩します。

(休憩 13:35~13:36)

寺沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第2分科会の調査事項につきまして、そのほか質疑ございませんか。(なし。の声) なければ、第1分科会のほうと関連する部分もございしますので、第1分科会のほうに移ってよろしいですか。(はい。の声)

それでは、移りたいと思います。

では、(3) 番目、第1分科会の調査事項ということで、村田主査のほうから資料に基づいてご説明をお願いいたします。

(3) 第1分科会調査事項について

村田委員 13:37~13:38

第1分科会は、昨年から協議をしてきました委員会条例、それから会議規則、それから道の議長会のほうから来ました傍聴規則の3件について、3月の定例議会に提出をしたいということで改正案を議題としてつくっております。その中には、委員会条例ですけども、先ほどお話がありました1次査定で落ちているという部分はございますが、仮にということで常任委員会化という今までの流れに沿った形でなっておりますので、説明のほうは事務局長のほうから説明してもらったほうがわかりやすいと思いますので、局長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

井上事務局長 13:38~13:49

それではまず、3つに分かれております部分の1つ目、羽幌町議会委員会条例のほうから説明させていただきます。1枚物で、現行の条例が左側、右側、改正案でございます。議会委員会条例につきましては、ご承知のとおり、議会の中でこれまで特別委員会だった広報広聴の部分を常任委員会化するという部分の条例改正案でございます。今までは、2条の第1号、第2号で総務産業常任委員会、それと文教厚生常任委員会が位置づけられておりました。それに今回、広報広聴常任委員会、定員5人を第3号として追

加します。右側のほうにありますとおり、所管事務につきましてはアからオまで羅列をしております。

それと、5条で委員の選任について触れております。これまで左にありますとおり、「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする」という文言がございました。現状羽幌町議会につきましては総務か文教かどちらかの所属ということで取り決められておりますので、この部分を明文化するとともに、今回重複できる広報広聴の部分を文章に直しますと、5条のとおり、読みます。議員は、第2条第1号、これは総務産業常任委員会及び第2号、これは文教厚生常任委員会、に規定する常任委員会のいずれか1つの委員となるものとし、そのいずれかの委員が同条第3号、広報広聴常任委員会です。に規定する常任委員会の委員となるものとするということで、どちらかの常任委員会に所属している方は広報広聴のみ重複できるという部分を第5条に記させていただきまして、これを改正委員会条例ということで考えております。委員会条例につきましては以上でございます。

次に2つ目、羽幌町議会会議規則、これにつきましては全般を見渡すということで第1分科会のほうで論議されまして、その中で今回、実はこの会議規則をつくる時、全国も全道もそうなのですが、標準の議会会議規則というものがございます。羽幌町につきましても他町村同様、標準会議規則に準じまして、そのとおりつくってきたはずなのですが、中をもう一度見直しますと、句読点や読点、漢字、字の誤り等出てきました。今回の目的としては、第1に、皆さんご承知のとおり、請願の取り扱いの改正が主な部分となっておりますが、それとあわせて標準会議規則にこの機会を捉えて改正したいということで改正案をつくっております。標準会議規則との整合性をとる部分は今回説明を省略させていただきまして、今回見直した部分のみ説明をいたします。

まず、第1条です。参集です。これは下の第13条以降と絡んでくるのですが、第1条で、現状、議員は招集の当日開議定刻前に議場に参集しとなっております。議場につきましては当然この2階にあります本会議場なのですが、実は第13条に出席催告、法によります出席催告の方法は、議場に現存する議員又は議員の住所に文書又は口頭をもって行くと。つまり、議場に来ている方にも出席されていない方については出席催告を行うという整合性がとれない条文になっていました。

そこで、標準会議規則を見に行きますと、まず第1条になりますが、「議場」というのが実は「議事堂」でした。議事堂というものは、これは概念なのですが、国会議事堂というものと混同されて、スケールの大きなものと間違われるのですが、会議規則では、議事堂とは、本会議場、会議をやる場所、それと委員会室、議運をやる部屋、それと議員控室、ここ、それと応接室、議長、副議長室、それと事務室、うちにはない

ですけれども、図書室等、会議に必要な物的施設を総称したもので、一般的には会議目的に利用される独立した建造物、建物を言っております。また、合同庁舎内の一部の場合も含めておまして、本会議場を指すものではない。つまり議場ではないということです。これによりまして、今回この部分を改正させていただいて、第1条の「議場」を「議事堂」に改めたいと思います。そうなりますと、第13条の出席催告の部分で、議場にいる方については催告する意味がありませんが、議事堂にいる方については当然催告しなければなりませんので、そういった部分で1条と13条の整合性を図りまして、1条、13条の「議場」をそれぞれ「議事堂」に改正したいと思っております。

次、2ページ目、第51条、一番下です。発言の要求。会議規則によりまして、議員の方が会議において発言する場合、現行のとおり、挙手して「議長」と呼んでいただきまして、その後自己の議席番号を告げて、議長の許可を求めなければ発言できない、これが標準でございました。ところが、うちの議会につきましてはこれまでも、挙手して「議長」とは呼ぶのですが、その後自己の議席番号を告げておりません。この際、現状に合わせて、「自己の議席番号を告げ」を削除しまして、挙手して「議長」と呼び、議長の許可を求めるというふうに第51条を改めたいと考えております。

次に、4ページです。こちらが今回のメインとなります請願の委員会付託です。第92条。これまで、先般の特別委員会でも説明しましたとおり、会議規則のほうでは、開会中請願があった場合、議長の職権で所管の常任委員会に付託することができるという規定が従来の92条の条文でした。それを、結論いただいたとおり、現状のやり方に合わせまして、あくまでも会議に一度諮り、そこでの議決をもって委員会に付託するという方法に改めるということで前回協議いただいて結論いただいておりますので、その条文でつくったものが92条でございます。

92条を読み上げます。請願の委員会付託、第92条、請願は、第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）、これは一般の議案です。この第1項の規定にかかわらず、会議において紹介議員の説明を聞き、議長は、質疑、討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託するというふうに改正します。あと、ただし書きで、請願の内容が、2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。ただし書きは従来どおりでございます。ですので、92条第1項の前段で、会議に必ず諮って、紹介議員の説明を聞き、質疑、討論は省略しますが、その後所管の常任委員会に付託するというふうに改める条文でございます。それと、2項、3項にございます2項、会議に付した請願で、常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる、3項、会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる、これにつきましては従来同様の内

容となっておりますので、このままいきたいと思います。以上が今回の会議規則で大きく見直した部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、3番目、議会傍聴規則、1枚物でございます。今回北海道町村議会議長会のほうから改正していただきたいという通知がございました。それと、前々から当議会でも気になっていた部分なのですが、現状は現行のとおり、会議を傍聴する方は、自分の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿、一覧表になっています。一番最初に来た方から住所、氏名、年齢を書いて、次に来た方が2番目、3番目と書くようになって、それを見ますと次の方が、前に来た方は誰が来ているのか、年齢などがわかってしまいます。非常にこの部分でクレームがついた部分がございました。それで、今回道のほう、国のほうでも問題になっておまして、個人情報保護の観点からも受付簿というものを廃止しまして、単票の個人ごとの受付票に改めるということが来ましたので、本町につきましてもこれに合わせて、これまでの連名式の受付簿を単票、個人ごとの傍聴人受付票に改正したいと考えております。

それが4条の傍聴の手続の改正です。これまで住所、氏名、年齢を記入しておりましたが、この際、年齢につきましては特に使用目的もございませんので、住所、氏名だけにして、より傍聴しやすい、傍聴していただけるような様式にしたいということで、年齢を取りまして、単に住所、氏名を書いていただく傍聴人受付票に改めたいと考えております。

次、第5条、傍聴整理券。これまでは傍聴券という規定でございました。現状もそうなのですが、団体で来られる場合、個人個人で受け付けしますと時間もかかりまして、非常に煩雑だということで、団体の責任者の方にあらかじめ一覧表で団体の住所、氏名を書いていただきまして、傍聴する方を求めております。これをそのまま踏襲しまして、受付票は当日書かないで事前にもらっておきまして、それを受付票にかえていきたいと思ひます。その際、傍聴整理券、このぐらいの半分のものなのですが、ラミネート張りしたナンバー1からナンバー52まで、うちの議会は傍聴席が52ありますので、52枚分つくりまして、それを団体で来た方に配って、それをあかしにしたいと思ひます。団体で来た方はそれを配りまして、それをもとに傍聴していただきまして、帰りに返していただくということで、傍聴整理券という扱いを5条のほうできちっと位置づけたいと考えております。以上が傍聴規則の改正でございます。よろしくお願ひします。

なお、これにつきましては、前に触れておりますが、羽幌町におきましては、羽幌町法規審査委員会といたしまして、総務課長が委員長となりまして、関係課長等が集まりまして法規、条例改正等につきまして審議される機関がございました。先般、私と係長が出

まして趣旨説明をしまして、そういうことで審査をくぐっておりますので、あわせてご報告いたします。

以上です。

寺沢委員長

ただいま事務局のほうから羽幌町議会委員会条例、それから羽幌町議会会議規則、最後に傍聴規則、この3点について説明がございました。村田主査のほうからは特につけ足すことございますか。

村田委員 13:49～13:50

1つだけ、先ほども申しましたように、関連する部分で1次査定でゼロ回答というのは、先ほど言いましたけれども、常任委員会化とタブレット端末の関係もそこに入っておりますけれども、それは置いておきまして、まずは中身の部分だけ、これでいいかどうか議論してもらって、その後にあとの部分での対応方法といたしますか、を協議していただければいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

寺沢委員長

それでは、新年度予算に反映されたかどうかにかかわらず、まずは条文の改正について今示された原案でよろしいかどうか、皆さんに諮りたいというふうに思います。3つの条例、それから規則等について提案がありましたが、一括で質疑を受けてよろしいですか。(はい。の声) それでは、一括で質疑をお受けしたいというふうに思います。何かございませんか。

—主な協議内容等(質疑)— 13:51～

金木委員 一番最後に説明された傍聴規則についてなのですが、規則も定例会で議決が必要な案件なのでしたっけ。それに対して確認したい。

井上事務局長 まず、結論からいいますと、議会傍聴規則は議決事件ではありません。では、何でこの規則がとなりますと、会議規則につきましては条例に準じるということで議決事件となっておりますので、前段の委員会条例は議決事件となっております。

金木委員 わかりました。ちょっと細くなるかもしれませんが、今度係員が整理券を交付するような形になるのかなと思うのですが、そうすると係員はどの場所で交付作業をするのか、その辺確認したいのですが、お願いします。

井上事務局長 団体の申し込みでない場合は通常の受付票でやりますので、50人にも満たない場合が通例ですので、これについては今までどおりうちの職員で対応して、団体の申し込みある場合は事前にわかりますので、議場の、外玄関からこの上になるのですが、こちらから入ってくるところに係員を配置しまして、そこで傍聴整理券を当日配布。あらかじめ団体のほうから名簿はいただいておりますので、チェックするということだけにとどまると思います。

小寺委員 先ほど予算にかかわらずということだったので、広報広聴常任委員会について、以前も話し合われて、こういう内容でという話もあったとは思いますが、人数が5名というふうに書かれているのですが、内容を加味すると5名ではなくて、例えば議長を除く全議員でとか10名でとかそういうように、5名に限定しないで全体で取り組むようなもので、その中で例えば、ルールづくりだと思えるのですが、議会広報を担当するチーム、議会の広聴のほうを担当するチームとか、そういう住み分けをすることでみんなで行くという姿勢があってもいいのかなというふうに自分は思うのですが、その辺はどうでしょうか。人数に関してなのだと思います。

寺沢委員長 原案では広報広聴常任委員会5名にするという形になっていますが、これを定数11ですから、議長を除いて10名というような、要するに全員ということになりますよね。で運営をするという、そういうふうにしてはどうかというご意見かと思えます。これについて何かございませんか。

磯野委員 それは10人なら10人以内という意味なのか、それとも10人全員というふうにとるのか。

小寺委員 答えというわけではなくて自分が感じているイメージなのですが、

今までは議会広報という仕事で、広報発行をメインに今期は5名で行っていましたが、広聴に関しては第2分科会が主に担当していただいていたので、それが1つになる。それプラス、インターネット中継がもし入るとすれば、それについても対応しなければいけないので、原則の5人では自分は難しいのではないかとというふうに思っていて、ただ、以内とするのか10名とするのか、自分は10名というくくりで全員で取り組むよというほうがいいのではないかと。10名以内だと5人とかに最終的になってしまうので、自分の思いとしては10名なら10名ということで取り組んでいったほうがいいのではないかとというふうに考えています。

先ほど言ったとおり、10名全員で議会広報をつくるのではなくて、例えばですけども、運営の方法ですけども、5人、5人に分かれて、その中で役割分担で議会広報を5人でつくる、あと5人は広聴に関することをやる。もし可能であれば2年ごとに取りかえて、前半部分、議会広報をつくったチームが後半は広聴をする、広聴をしたチームが議会広報を担当するというふうな形で全体で、なぜかという、今回の議会改革の中でも広報広聴は重要だということで皆さん認識しておられると思うので、そこは常任委員会化することで強化していくことと、あとはなるべく負担を均等に皆さんでやったほうが、よりよい常任委員会になるのではないかなというふうに考えています。私は。

寺沢委員長

イメージとしては、委員長が1名、委員長はほかの委員会との整合性を考えた場合に4年間通年ですと変わらずということで、業務も多岐にわたりますので、それぞれの業務ごとにメンバー、10人を分けてやってはどうかという、そういうようなイメージで今考えているという、そういうことですね。これについて何かございませんか。

船本委員

例えば常任委員会関係、特別委員会はどうなのかな。定数、委員会何名というのは数字みんな入っていますよね。私が心配しているのは、前にもここら辺で話した経緯もあるのだけれども、広報に広聴を入れるということになって、ふやして大丈夫なのかなという感じはあったのです。前にもその話をしたことがあるのだけれども、今小寺委員が言うような形であれするとなれば、常任委員会が2つあるのだけれども、我々だっ

て文教のほうにも入りたい。今は総務なのだけれども、両方入りたいという人はいると思うのだわ。両方の意見を出したい。今は傍聴も意見を出せない状況ですから。

それはやり方で、両方の委員会に入ることもできるよという行政実例もあることだから、そっちのほうも絡むので、これでできないのであれば、これからどれを落として、5人なら5人でやれるような体制にしていくか。10人となってしまえば、それだったらほかの常任委員会だって一本でいいのでないのと。2つにしているというのは、それぞれいろんな事情があって、意味があってやっていると思うのです。僕は5人なら5人でやるべきでないかと。5人でできないというのであれば、例えば意見交換会は各常任委員会でやるだとか、これから落としていく方法は幾らでもあると思うのです。

広報というのは、私もずっとやってきていまして、大変だということはわかるのだ。一番大変なのは広報だと思うのです。ここで10人にしてしまえば、ほかの常任委員会も両方に入れるようにすべきでないのという意見も出てくるのでないかなと思うのだけれども、ここだけが10人というのは私も理解ができないのだけれども、できないのであれば、中の項目をどこかほかの常任委員会に振ったりなんかする方法もあるし、広報広聴だから、事業が多いから10人というのは理解できないです。以上です。

寺沢委員長 ほかにご意見ございませんか。

逢坂委員 私も初めて4年間広報に携わったわけですがけれども、今度常任委員会化するという大前提の中では、アからオまで広報広聴常任委員会ということで、今まで分科会でやった部分も含めて常任委員会の中でやろうとしている大前提であれば、私は5人だったらきついのかなというふうに思います。人数は、今小寺委員は10名とかと言われてましたけれども、10名がいいのか、8名がいいのか、その辺は判断しかねるけれども、これからの協議だと思うのです。今船本委員言ったとおり、中身を削るのか、その辺をよく考えないと、常任委員会化するということは特別委員会と違って、もっと格上になるわけだと僕は思うのです。広報広聴常任委員会というのは、そうすると内容も重たくなってくると思うので、今まで

は広報発行だけの特別委員会だったのですけれども、こういうアからオまでの業務をやるとなると5人ならちょっと少ないのかなというふうに今までやってきて感じていますので、ぜひ常任委員会化するのであれば、これだけのものをやるのであれば人数をふやして、人数については10名がいいのか、8名がいいのか、9名がいいのか、検討されたほうが僕はいいと思います。

寺沢委員長 ほかにどうですか。

磯野委員 仮にの話だけれども、10名となったときには、第5条というのは全く変えなければならないということになりますよね。とりあえずは議長を除く全員が広報広聴常任委員会に所属しますよ。そのほかにもう一つ常任委員会に所属しますという書き方になってくると思うのです。もし10人ということになれば。

寺沢委員長 今の書き方でも別にいいのではないのでしょうか。

逢坂委員 問題ないですね。重複できる。

寺沢委員長 広報広聴常任委員会の人数がふえるだけで。

平山副委員長 広報広聴常任委員会のことだけ話していますけれども、とりあえずは認められなかったのですよね。常任委員会の設置はならないのですよね。

寺沢委員長 予算の話ですか。

平山副委員長 予算が通らないということは、常任委員会としては認められないということに解釈していいのですよね。

寺沢委員長 今現状としては、町長の予算査定の結果としてはそういう見通しになっています。ただ、今の議論は、そういうことを加味せずに、我々今まで広報広聴を常任委員会化しよう、その必要があるという前提で物事を考えてきていますので、必要だという観点で条文化するときはどうしたら

いいかというお話です。ですから、認められないからどうのこうのとか、そういうことは今は関係なくということです。

平山副委員長 なぜそれを言ったかという、今いろんな意見が出ているのだけれども、結果的に認められなかったら、せっかく皆さんいい意見を出してもらって、認められなくてもそれに向けて動いていくというなら、今この時点で……、何と言ったらいいのかわからないのだけれども、その辺がちょっと私ぴんとこないのよね。議論を深めていっていいのか。

寺沢委員長 それについての整理は、この後皆様方に広報広聴を常任委員会化することについて、町長の予算査定の結果は出ましたけれども、どのようにそれを受けとめて、どういうふうの実現に向けて考え方を持つのかというお話をお聞きしたいというふうに思っていますので、私の理解としては、とにかく町長の意思はどういうふうになれ、このことは議会として必要だということでこれまで皆さんと議論して、そしてここまで来ているわけなので、予算の査定でこういう結果が出たので、これについてはこれで終わろうとか議論をとめようということにはならないのではないのかなと思っています。だから、その話は、この条文の議論の後、皆様の心づもりというか、それを伺っていきたいと思いますので。

小寺委員 自分は、今までの経緯で、皆さん全会一致で、これからは広報広聴が重要だし、先ほど第2分科会の話もありましたけれども、町民の意見を聞く場というのは大事なので、常任委員会化するというので、全員の総意だと思っていたので、それをどういう形で今後運営できるかなというところを話していて、先ほど委員長おっしゃったように、予算がどうの話は置いておいて、いかに条文でいい常任委員会ができるかということで話したかったのです。

先ほど船本委員も言われたのですけれども、大前提はあくまでも総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会という2つの常任委員会に必ずどちらか1つに属していて、なおかつもう一つの広報広聴常任委員会を兼務するというのが前提だったので、自分はその話し合いの中で話したかもしれないけれども、総務産業常任委員会と文教厚生常任委員会で兼務できるのですかということ、できないと。広報広聴常任委員会だけ専

任でできるのですかということだと、そうではないと。あくまでも今ある2つの常任委員会のどちらかには必ず属していて、5人なら5人だけが兼務するという形で進んできたと、そういう解釈でした。

そう考えたときに、兼務するのか、5人だけでいいのかというふうに思ったときに、それだけ広報広聴が重要であれば、改選期でメンバーは変わるのですけれども、全員で取り組むという姿勢が必要なのではないかなというふうに思ったので、提案したのです。ただ、運営の仕方に関しては、2つに分けるのか、2年ごとに、それは次の常任委員会の方で決めていただければいいのですけれども、それぐらいこの常任委員会が重要で、全員で取り組んでいかなければいけないのだという認識のもと10人でという発言をしていることをぜひご理解いただければなというふうに思っています。

以上です。

村田委員

今、人数とか役割的な部分に関して議論しているのですけれども、今回第1分科会としてたたき台として出した前提は、前回の特別委員会で常任委員会の5人という人数は皆さんで議論してもらって決定したものでした。それが今ここで、だめとは言いませんけれども、とりあえずそういう形で承認されて、局長のほうにつくってもらって、審査会を通った中で今ここにたどり着いたという状況で、今のことをもし議論し直すのであれば、振り出しに戻していかなければならないような状況になると思うのです。

これは一回つくったからといって、新しくつくるものですから、来期ここが不都合だからこう変えましょうとかということは不可能なわけではないので、これをもし直して審査会に間に合うかどうかということも私はわかりませんが、前回の特別委員会で皆さんに承認してもらったというのを前提にすると、とりあえずこれで通してもらって、もしこれが実現なれば、不都合のあるときは修正したり、よりよい委員会にするような議論をしてもらったいいのかなと私は第1分科会の主査として、いろんな意見があるのはいいのです。それをだめだとは思っていないのです。でも、今ここまで来た段階でいくとそういうことを感じたので、できればそういうことで了解していただければなと思っております。

寺沢委員長 村田主査のほうから、新たにつくる広報広聴常任委員会は5名という定数でやっていくということも含めて議論してきた経過があるので、ここは、いろんな意見は認めつつも、その議論の経過を踏まえて、まずは5人ということで条文をつくっていったらどうかという、そういうようなお話がございましたが、確かに今まで議論をした上でのある一定の結論ですから、これまでの議論というのは重んじていかなければならないというふうに思います。しかしながら、小寺委員からも意見がありますので、ここではほかの皆様方がこれについてはもう一回議論し直すべきだという声が強ければ、そういうこともあるのかとは思いますが。それが強くなければ、ここはこれまでの議論の経過を重く見ていかなければならないというふうに判断せざるを得ません。その辺について皆さんどうお考えでしょうか。

逢坂委員 私も何回も同じようなことを言うのですがけれども、前回は前回としていろいろと検討して、5人という結論に至ったという経緯ではあるのですがけれども、よくよく考えると、すごく重たいなというふうな部分で、広報広聴常任委員会というのはこれからなお重要視される委員会ではないかということを考えると、確かに5人というもので進めてきたのですがけれども、内容を見ると、私自身も大変な労力が必要になってくるのではないかということで、条例というのは重たいもので、簡単に変えることはできるけれども、規則とはまた違う部分もあるので、条例化する前にもう一回、戻るのは変だと言うけれども、話し合いの中でそれはできるわけで、ぜひその辺は、内容を変えるのか、人数を変えるのか、委員会の重みを考えると、安易に3人や4人や5人でできるものではないのではないかなと僕自身痛感しているもので、そこは戻っても、これからやっていくとすれば、人数をふやしてもいいと思うので、先ほど8名でもいいと言ったのはそういう根拠のもとで僕は言ったわけで、最初5人で決まったから5人でずっといくのだよという部分では、前回これでよかったのでなかったのかい、それで来たのでないかと言われると、条例改正もなかなかできづらくなってしまいます。だから、つくるときにある程度、人員というのをふやしたり、あるいは業務内容を見直すべきだと僕は思うのですが、これは私の意見です。そういうことでございます。

寺沢委員長 やはり見直すべきだと。それぐらい重たい内容であるというような、簡単に言えば、今逢坂委員の意見かと思います。

阿部副委員長 前回の特別委員会の中でも広報広聴常任委員会は5人でといった話がありまして、本来だったらその中でこれでいいのかどうかという議論をすべきだったと思いますし、特に人数については出てはいなかったですよ。これでいいのかどうかという部分については。要は中身の部分で。5人でいくならいくで、僕はそれでいいと思います。ただ、議長は多分除いた10人の中で、誰が当たってもいいよという5人だと思うのです。当たったから嫌ですよとかというのを抜きにして皆さんしっかりやりましょうということで行くならば、僕はこのままの5人でいいのかなと思っています。

寺沢委員長 ほかにどうですか。
それでは、暫時休憩したいと思います。

(休憩 14:15~14:23)

寺沢委員長 それでは、全員そろいましたので、予定の時間より早いけれども、よろしいですか。休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、広報広聴常任委員会の定数について今話し合いをしておりますけれども、質疑を続けたいと思います。何かございませんか。(なし。の声) ただいまの議論の経過を見ていると、もう一度業務の重要性とかボリュームに鑑み定数を議論し直したらどうかという意見がある一方で、これまでの議論の経過を重視して、まずはそのとおり始めてはどうかのだろうか。不都合がある場合には今後条例改正等で対応するという、そういう両方の意見がございますが、あとなければ私のほうである一定の方向性を皆さんにお示ししたいと思います。よろしいですか。お話をさせていただいて。(はい。の声)
このまま話し合いを続けても、きっと両方の意見がいろいろ出続けて、なかなか3月定例会に向けて提案しようとしているものについて準備が整わないということも考えられますので、ここは話し合いの中では一定の線は出にくいかなというふうに私自身感じております。そこで、こう

なった以上、これまでの話し合いの経過を重視いたしまして、5人という人数、それからア、イ、ウ、エ、オまでの業務内容をこれまでの話し合いのとおり反映させて、そして条文改正をしてはどうかと。実際これで運用が始まった後に、使い勝手のいい、運用のしやすいものにさらに変更する場合には変更していただくという、そういう流れでどうかというふうに思いますが、皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。(はい。の声) いろいろご意見あろうかと思えますけれども、ここはひとつこれまでの話し合いを重視してということで、そのような方向性でお願いをしたいというふうに思います。

それではまず、羽幌町議会委員会条例については、原案のとおり提案をするということではよろしいでしょうか。(はい。の声) では、そのようにお願いいたします。そのほか会議規則、それから傍聴規則もございますけれども、こちらのほうはいかがでしょう。異論がなければ、これでよろしいですか。(はい。の声) では、条文については、提案いただいたとおりに決定することにいたします。

2. その他 14:27～14:57

寺沢委員長　それでは、その他についてなのですが、第1分科会の主査のほうからもお話がありましたが、広報広聴常任委員会をつくる上で常任委員長の手当、これは6月、12月分も含めてなのなのですが、十数万の予算がつかなかったという、そういう経過がございます。それと、広報広聴常任委員会の業務の内容の1つでありますインターネット中継についても、中継に必要な機材等が予算化されなかったということがございます。これについて我々議会改革の中では、ぜひとも必要だという、そういう考え方の中でこれまで話し合いを持ち、そして委員会条例の改正等もこういう形で進めてまいりました。今後、予算提案が3月の定例会にございます。そして、予算特別委員会において審議されて、その後の定例会で決定するわけなのですが、私たち羽幌町議会として、やろうとする改革が町側から認められなかったという事実についてどのように対処していったらいいか、皆様のご意見をお聞かせいただければなというふうに思います。

といいますのも、まだ定例会まで時間的な猶予はあると思っております。

必要ならば、議会として議長とこの改革の必要性を町側にご説明申し上げて、予算の額ですとか、あるいは1つのやり方としては、3月定例会の当初予算の中では反映されなくても6月には提案していただくとか、そのような方法もまだ残されているのではないかなというふうに思います。羽幌町議会議員の皆様の総意をもって私自身、議長とともにそういうような手続をとる覚悟もございますので、皆様方のご意見をお聞かせ願えればというふうに思います。何かございませんか。

船本委員 1点だけ確認させてください。先ほどインターネット中継のユーチューブの関係についてはお聞きしたのですが、常任委員長の手当、これがかつかなかった理由はどんな理由で来ているのですか。

寺沢委員長 事務局長のほうから答弁させます。

井上事務局長 常任委員会化につきましては、現行どおり特別委員会でお願ひしたいということでした。

船本委員 それだけですか。

村田委員 せっかくなので、タブレット端末も関連しているので、その理由ももしあったら。

井上事務局長 それでは、タブレットのほうもご説明します。タブレットは、システム導入による費用対効果や公用備品を私的にも使用することに対する負担額の妥当性など再度検討願いたい。

村田委員 個人的にも使用するのではないかと。

井上事務局長 ええ。ですので、その部分の考え方ですね。

寺沢委員長 それでは皆様方、今後の削られた予算についての町側に対しての対応、こういうふうな動きをとってはどうかとか、ご意見があったらお聞かせいただければなというふうに思います。

磯野委員

今まで議会改革に関してはずっと論議をしてきて、しかも先進地の視察もしてきて、その理由としては、町民に対しての議会对応ということで、議会の理解もしていただきたいということで、それがずっとつながることは、例えば議員のなり手がいないだとかそういうことも考えた上で本当に町民の方に理解をしていただきたいということで、こういういろんな方法を考え出したのだらうと思うのです。これは議会の総意だと思っているのです。そういうことを考えると、どんどん、どんどん本来は進めていかなければならない話を、先ほどの議会の中継やなんかでもほかに方法があるのでないかとかなんとかというのは私も理解できませんけれども、明らかにほかにこういう安い方法があるからどうだという提案ならいいのだけれども、余りにも大ざっぱ過ぎて、結論を言うと、ここで諦めてしまうとこれで終わりなので、議会としては今までやってきた中で、議会の活性化等も含めてぜひもう一回、先ほど委員長言いましたけれども、議長ともこれはどうしても議会としてはやりたいのだということを町長に伝えてきたほうがいいのではないかなというふうに思います。

阿部副委員長

インターネット中継と常任委員会化に対するの予算ですけれども、ネット中継に関してはこちらのほうからはできるだけ安くできるような方法といったことで提案させていただいたのですけれども、予算ではなく仕組みがどうのこうのということでしたので、行政側はどのように思っているのか再度聞いて、できるだけ早くネット中継をしていただきたいなという、僕も第2分科会として説明した思いもありますので、再度行政側と、調整というか、話し合いをして、もう一度どのようにしたらできるのかというのを考えていければいいのかなとは思っています。

船本委員

1つずつ私の思いを申し上げます。常任委員長の手当の件については、常任委員会にするかしないか、我々仕事の中身の重みによっても、これは当然常任委員会にしよう。今までは広報だったけれども、広報広聴、それからインターネットもいずれは入ってくるだろうということから、特別委員会から常任委員会にしたいということは議会で決めたわけだから、これに伴って予算が落ちた。必要かどうかというのは町長が決める

のではなく、議会で決めるべきだと思うのです。そこら辺をまず理解してもらって、常任委員会になれば委員長手当というのが2つの委員会、議運も入って3つの常任委員会の中で出しているわけだから、そういう形で何とか理解してもらおうという形です。つこいぐらいやるべきでないかと。

それから、ネット中継については、町長も理解しているのだと。理解しているというのであればあとは中身の問題なのだから、理解しているけれどももう少し検討してくれというのであれば、担当課のほうとうちのほうと検討させてもらって、うちのほうで考えていないようなことを行政が持っているのなら、こういう方法もあるだろうというような話し合いをして、物にするならするようない形でやってもらおう。初めからだめだ、だめだだったらやる気が全然ないということだから、そこら辺もう一度確認するべきでないかと。

タブレットについては、去年からこういう話が出てあれしたのだけれども、今私は自分でタブレットを持っています。持っているというのは、元羽幌町の例規集は紙で出していたのです。パソコンを入れるようになってからは職員が全部画面で見れるからということであれしたのだけれども、本来はそのときに議会でどうするかをきちっと決めればこういう問題はなかったのかなと。いまだに議員は、例規集を見る、何するといっても全然、自分の家に帰らなかったら見れない状況ですよ。私が持っているというのは、監査をやっていて、各課の監査をやる時には例規集を結構見るようになりますから、それで私はタブレットを自分で持って、例規集も全部あけて、すぐ見れるようにしています。当然議員だって議員活動の中で例規集が必要になってくれば見ながらやりますから、そういうこともよく理解してもらわなかったら、羽幌が初めてだということだったら少し早いのではないかという言い方もされるかもわからないけれども、ほかのところではどんどん進んでいっていると思うのです。うちと姉妹提携やっている内灘なんていうのは早くにタブレットの前からやっていますから、つこいと言ったらあれだけれども、熱心にどんどん言っていかなかったら理解してもらえないと思う。本当に理解しているのだったら、議長と町長とあれするということではなく、下のほうへおろしてもらって、担当課のほうと検討させてもらおうという形にできないかなと思うのです。私の考えはそういう考えです。

磯野委員 今回は予算から落ちて予算措置もないわけなので、ないものを予算委員会でやるというのは難しいのかな、あとは一般質問等とするしかないのかなと思っています。今回の予算委員会で予算を通してしまったら、さつき委員長から話もありましたけれども、今後6月の補正で組むとかなんとかといったって、これで落ちてしまったらあとは全然、下手すると門前払いで、だめだ、だめだでどこまでもいかない。どうしてもというのだったらこの予算委員会だと思えるのです。それをどうするかということになると思うのですけれども、どうですか、皆さん。それとも、今回はいいや、時間もないし、今船本さんが言ったように、みんなで職員呼んでやるといったってなかなか時間もないのだから、今回の予算からは諦めましょうかという思いなのか、どうしても今回これでいくのか。

船本委員 いいですか。私はそうは思わない。予算委員会が終わってからの議決になるのだから、予算委員会で何人かでもこれを訴えてやっていかなかったら、今あれしたら町長のほうだって、大した必要ないのかなというふうに理解されても困ると思うのです。普通、6月、9月の補正というのは本当の緊急性だから、落ちているからそれを新規に載せるなんて、本来はそういうレベルでないと思うのだ。補正というのは。新年度が一番大事なので、予算委員会でみんなで頑張って、あれは必要だということを町長に理解してもらおう。

磯野委員 ただ気になるのは、予算書に載っていないものを予算委員会で……

船本委員 そこなのです。

磯野委員 つけているものを増額しろとか減額しろというのは予算委員会でできるけれども、何もないものを予算つけろというのは、一般質問して、そこでのやりとりでやる。予算委員会としてのやりとりというのはなかなか難しいのかなと。

船本委員 委員長が認めたらいいのではないですか。誰が委員長か知らないけれども、予算委員長。

寺沢委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 14:41～14:42)

寺沢委員長 休憩前に引き続き会議に戻します。

小寺委員 まず、常任委員会については、先ほど何名かの方がおっしゃったとおり、議会でしか決められないことだと思うのです。ただ、今回に関しては行政側から常任委員会ではなく特別委員会という指定が来ているので、それが納得いかないというか、そこまで入り込んでいいものなのかというのが疑問に思います。というのは、今回は新設の常任委員会ですけれども、今後、例えば今2つある常任委員会で、予算を1つ分しか出せないの1つにしてくださいとか、行政側から今後来るのか、それを受けていくのか。自分はそうはならなくて、あくまでも議会が自主的に2つを1つにしたり2つを3つにしたりということを決めて、予算がないとできないのですけれども、それをやっていくというのが本筋なのではないかなというふうに思っています。だから、予算をつける権限がこっちにはないのですけれども、常任委員会を設置できるというのはあくまでも議会に提案権があるのではないかな、その辺がいいのかなというのは疑問に思いますけれども。

寺沢委員長 僕は、今小寺委員が言われた意見について、ある意味そうだと思うのです。というのは、議会というのは独立した1つの機関です。司法、立法、行政、この3つは三権分立で憲法上きちっと独立が保証されています。羽幌町議会が町民の皆さんのより多くの声を吸い上げて、そしてそれを町政に反映させるために必要な議会改革だという、そういう皆さんの総意のもとで今回やろうとしている改革です。それを町側から、年間十数万の予算をつけずに、特別委員会のままでやってくださいというふうに言われるということは、三権分立という憲法に照らし合わせても、私はおかしいのではないのかというふうに思います。そういったことから、予算が本当になくて困っているというのであれば話し合いだと思いますけれども、そうは思えませんので、議会が必要だと考える改革

なので、これについてはやらせてくださいというお話を私はしたいなという考えは持っております。

磯野委員 僕も今の話に賛成なのですが、最後に言った、やらせてもらいたいなという願いをするということは、要するに町長にお願いするということですね。この条例については、議会提案として議会には条例案は出せないと。予算が絡むので、町長がうんと言わない限りということですか。

寺沢委員長 前回の分科会の中でも事務局長にその辺どうなのかというふうにお聞きしたところなのですが、予算の保証もない、予算を伴う条例提案はできないというルールがあるようです。したがって、どこかの時点で町側から常任委員長の手当とかそういうものを予算づけしますよというような発言がなければ見通しが立ったとは言えませんので、見通しが立つまで条例提案はできないということになります。ただ、町側に理解をいただいて、その上で予算委員会等で町側からこういうことで対処しますというふうに発言が出たときには、それをもって予算の裏づけがとれたという解釈ができるので、追加提案として条例改正を本会議に出してという手続はとれると。局長、説明、何かございましたら。

井上事務局長 前回の第1分科会のほうでも根拠とかを説明したのですが、もう一度説明したいと思います。

まず、予算を伴う条例の制限ということで地方自治法に、普通地方公共団体の長は、今でいう羽幌町ですね。長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間はこれを議会に提出してはならないという禁止規定があります。では議会はどうなのかといいますと、最後に行政実例といって、皆さんご存じなのですが、2回にわたって同じ内容が出ています。議員の提案する事項には本条の制限はないが、本条の趣旨を尊重して運営されるべきだと。ということは、実際にやってくれと。ちょっと気になったものですから、前段で全道議長会のほうにも照会をかけました。見解としては全く同様な意見。それと、書物をいろいろ読みますと同じようなことが書いてありまして、

地方自治法の趣旨からいくと、議会もこれに準じるべきだというような解釈がされております。

寺沢委員長　　ということで、予算の裏づけがちゃんととれてから提案をしなければいけないということですね。

村田委員　　自分の考えとして3本あるので、1つずついきますと、トータル的には行政側と対話をきちんとし、すり合わせたり、お互いの考えをきちんとぶつけて話し合ったり、そういうのが基本的にないと、自分たちはこう思うからこれで通すのだということを突っぱねても向こうも受け入れてくれないだろうし、1つとしては、まず常任委員会化に関しては、議会の総意として、それから役割として羽幌町議会が提出したいのだからということをきちんともう一回伝えて理解してもらおう努力をする。それが常任委員会化に関しては唯一の方法かなと思っています。

あと、インターネットに関しては、前回決めた50万円ぐらいの予算も、上を見れば500万にもなる、下を見ればもっと下げれる。それから、いろんなことを勉強していけば、もっと違う方法もあったりもする。そこら辺も、こちら側としてもこれから取り組むべき部分を幾つか用意して、どういう形をすれば行政側としても納得してくれるのか、それも話し合いだと思うので、そこら辺は多分3月には間に合わないのですけれども、諦めることなく対話は続けていくべきだと。

タブレットに関しては、先ほどの査定で落ちた部分の中に公私の部分が含まれていたの、多分次の改選になると思うのですけれども、議会としてタブレットが欲しい。私もタブレットでペーパーレス化の部分に関しては進むべきだと思っていますので、そういう部分で、議会側として負担する部分、それから手法なんかもう一回洗って、それも同じく行政サイドにぶつけて、行政サイドとしてもペーパーレス化することによってどのぐらい削減するかを調べてもらって、そういう中で論議をした中で、いい道筋ができればいいのかなと。決して議会の持っているものを全て主張して、ただぶつけるだけでなく、行政サイドとの話し合いの中で対話した中ですり合わせてという形で、自分たちの思いを伝えて、現実になるように努力していくのが一番いいのかなと。それには、3月に間に合うものもあれば間に合わないものもありますけれども、諦める

ことなく続けていけばいいのかなと。自分の意見です。思います。

寺沢委員長 全体として、ここで諦めてもやむを得ないのではないかという声は一つもありませんので、要するに話し合いをきちっと重ねて、予算化してもらえるようにというようなご意見が大勢を占めているのではないのかなと思います。時間もありませんが、ここは私と議長、そしてあとこちら側から指名する特別委員会の委員をもって町側と話し合いを持って、間に合うのであれば3月の予算委員会までに何とかなるような方法を話し合いでもって進めていくという、そういう形でどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。(はい。の声) 時間もないことからどこまで進むかはわかりませんが、定例会までには経過、結果の報告を皆様にする機会をつくりたいなというふうに思います。最悪、定例会当日の朝の報告になるかもしれませんが、そこはひとつあらかじめご了承をいただきたいなというふうに思います。では、この件についてはそのような形で進めるということによろしいですか。(はい。の声) ほかに何か皆さんのほうからあったら。

阿部副委員長 第2分科会のほうでインターネット中継、配信を進める上で議場の一般質問席をどうするかという話が出ていましたけれども、これはどうしますかね。今回インターネット中継がすぐできないという感じですがけれども、どうでしょうか。もしやるのであれば早目に取り組まないとならないので。

寺沢委員長 一般質問の議員の質問席については、先般カメラを設置するという前提で皆さんと現場を確認いたしました。そのときには、議員の座席の最前列の中央のブロック、その町長寄りの2つを使って、一般質問をそこで第1質問からずっとやるというような形にすれば、カメラによる撮影等もスムーズにいくというように検証がされております。その検証をもとにして、3月は当然間に合わないとは思いますが、新年度からそれをもとに一般質問の場合の議員の質問席を変更するという、そういう手続に入るということはいかがですか。よろしいですか。(はい。の声)

井上事務局長 新年度ですね。改選期ではなくて。

寺沢委員長 改選期という。

井上事務局長 臨時議会が5月にありまして、議席番号が変更になりますので、その時点で席を変えてしまったほうがスムーズかなと。勝手な考えなのですが。

寺沢委員長 今事務局のほうから、新しい議席が決まるときからということですね。ということで、そのほうが手続上都合がいいというお話がございました。そのようなことでよろしいですか。(はい。の声) それでは、そのようにしたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、なければ以上で特別委員会を終了したいというふうに思います。大変ご苦労さまでした。